

## 平成31年度6次産業化ステップアップ事業に係る支援対象候補者公募要領

### 1 趣旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた農林漁業者等による地域資源を活用した新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動（以下「6次産業化」という。）を支援し、農山漁村の雇用の確保と所得の向上を図ることを目的とします。

### 2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、宮城県在住の農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体（集落営農組織その他法人格の有無に関わらず農林漁業者を直接の構成員とする協同組織で、農林漁業者が意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 東日本大震災により農地、漁場、生産施設等に甚大な被害を受けていること又は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により売上高の減少被害を受けていること。
- (2) 自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を行っていること又はその取組を計画していること。
- (3) 上記(2)に掲げる取組を的確に遂行する意欲や能力を有していること。

### 3 支援内容

県が別に発注する委託業務の受託者（経営、新商品開発、マーケティング戦略及び商品・店舗デザインなど各分野の専門家で構成する支援チーム）が、6次産業化の取組に向け必要な次に掲げる有効かつ実行的な手段<sup>※</sup>について、マーケティング調査、ブランドコンセプト設計、商品開発、販路開拓などを通じて支援対象者に対し助言、指導等を行うとともに、これらをまとめた経営戦略（事業戦略）及び事業計画の策定を支援します。

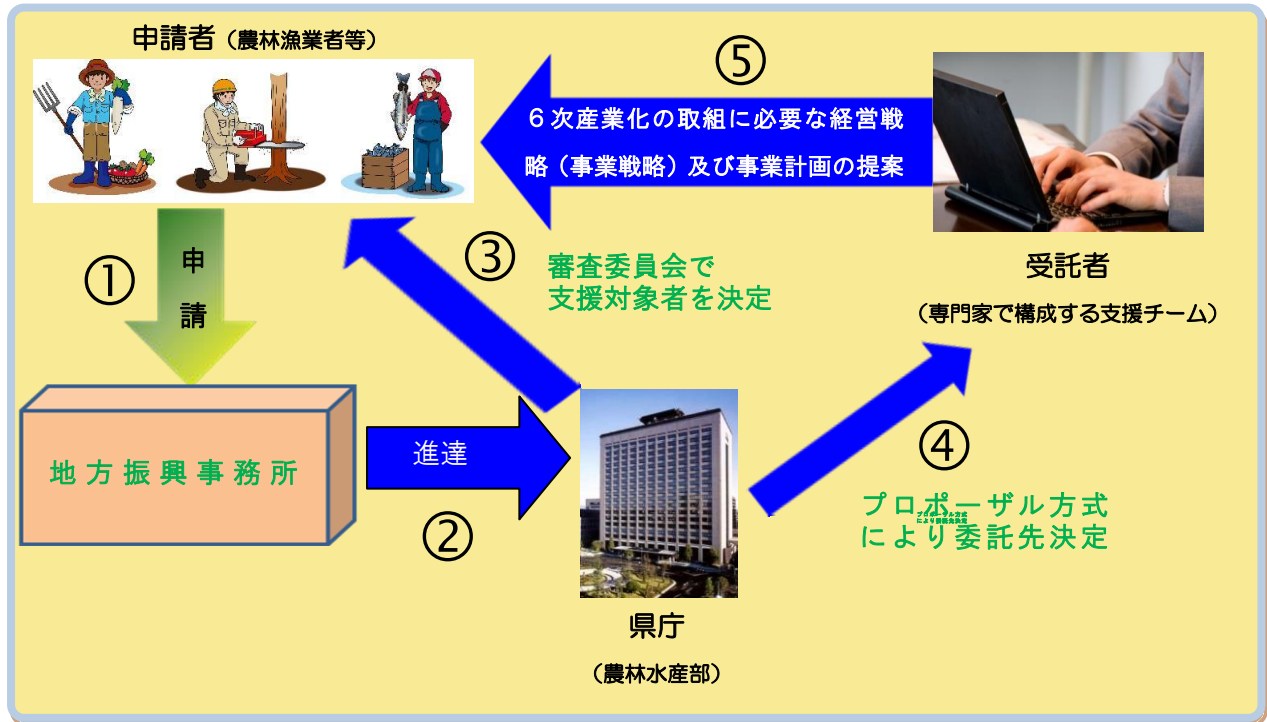
- (1) 現状の課題整理及び6次産業化の取組に向けたビジョンの確認
- (2) 6次産業化の取組に係る生産性向上のための改善案の提示
- (3) アイディア創出及びアイディアスクリーニング
- (4) コンセプト開発
- (5) マーケティング戦略の立案
- (6) 生産販売計画及び5か年の年次販売計画
- (7) テストマーケティング（商品モニタリング）
- (8) 商品試作品づくり
- (9) 商品・店舗デザイニング
- (10) CI（コーポレートアイデンティティ）やロゴマークのデザイニング
- (11) 市場導入（開店準備）

(12) 商品・店舗情報発信のための媒体検討

(13) 5か年の収支計画（補助金及び融資などの資金対策を含む）

※経営資源、生産品目及び6次産業化による最終的な目的は支援対象者によって異なるため、必ずしも上記(1)から(13)までの全てについて助言、指導等を行うものではありません。

### 【事業実施までのイメージ】



## 4 支援期間

県が別途発注する「平成31年度6次産業化ステップアップ業務」の契約締結の日\*から平成32年3月16日（月）までとなります。

\*契約締結の日は平成31年6月中旬を予定しています。

## 5 申請方法

申請にあたっては、本平成31年度6次産業化ステップアップ事業に係る支援対象候補者公募要領及び6次産業化ステップアップ事業実施要領によるものとします。

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類を管轄の地方振興事務所（以下「受付機関」という。）へ郵送又は持参により提出してください。

① 6次産業化ステップアップ事業申請書（別紙様式第1-1号）

② 申込者調書（別紙様式第1-2号）

③ 誓約書（別紙様式第2号）

④ 添付資料

イ 農林漁業経営を行う法人の場合

- (イ) 定款の写し
  - (ロ) 登記事項証明書
  - (ハ) 直近3期分の決算報告書の写し
  - ロ 農林漁業経営を行う個人の場合
    - 直近3年分の所得税の確定申告書等の写し
  - ハ 農林漁業者が組織する団体の場合
    - (イ) 組織の代表者、出資金、規約等のわかる書類
    - (ロ) 経理の一元化を行っていることわかる書類
    - (ハ) 構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告書等の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し
- ニ 共通
- (イ) 納税証明書（申請日までに納期限が到来した全ての県税に係る徴収金に未納がない旨の証明）
    - ※申請者が所在する市町を管轄する県税事務所で発行の手続きを要します。
  - (ロ) 東日本大震災により農地、漁場、生産施設等に被害を受けている場合は、り災証明書の写し等
  - (ハ) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により売上高の減少被害を受けている場合は、東日本大震災発生前後の取引先や売上高が確認できる資料等

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

- ①申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ②申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ③提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。
- ④提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

## 6 募集期間

平成31年3月15日（金）から平成31年4月9日（火）午後5時まで

## 7 選定方法

(1) 書類確認

提出された申請書類については、受付機関において記載内容及び必要書類について確認し、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

(2) 審査委員会

支援対象者を決定するため、農林水産部農林水産政策室長が別に定めるところにより設置する審査委員会を開催します。開催に当たっては、申請者に対して事前に通知いたします。通知を受けた申請者には、指定された場所及び時間において、提出した申請内容の説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます。

なお、審査委員会出席に伴う交通費は、申請者の負担とさせていただきます。

(3) 支援対象予定者数

6者

(4) 審査の基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、決定します。

| 評価項目         | 評価事項   |
|--------------|--|
| イ 事業実施の確実性   | <ul style="list-style-type: none"><li>☞ 6次産業化事業構想の遂行に十分な意欲や能力があるか。</li><li>☞ 財務状況等は、適切な6次産業化事業遂行に当たって問題ないか。</li><li>☞ 事業実施における課題認識、対応、時間軸が明確か。</li><li>☞ 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。</li></ul> |
| ロ 事業構想内容の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"><li>☞ 事業の内容・遂行方法・目的が具体的かつ現実的であるか。</li><li>☞ 現時点においての市場ニーズ・市場規模等を考慮した構想になっているか。</li><li>☞ 経営規模に見合った事業規模となっているか。</li></ul>   |
| ハ 先進性・モデル性   | <ul style="list-style-type: none"><li>☞ 現時点において、6次産業化構想の内容に優位性があるか。</li><li>☞ 6次産業化事業構想は先進的な内容であるか、また、モデル的な事例として、他の事業者の参考・励みになりえるか。</li><li>☞ 地域における経済的な波及効果が期待できるか。</li></ul>                         |
| ニ 事業の収益性     | <ul style="list-style-type: none"><li>☞ 事業構想上、収益が見込める事業であるか。</li><li>☞ 顧客ターゲットが明確であるか。</li></ul>   |

(5) 審査結果

支援対象候補者の決定後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

## 8 申請書類の提出先

| 業種          | 管轄市町村  | 名称及び担当部署  | 所在地連絡先  |
|-------------|--|---|---|
| 農<br>業<br>者 | 白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町                          | 大河原地方振興事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                                | 〒989-1243<br>柴田郡大河原町字南 129-1<br>電話 0224-53-3289<br>電話 0224-53-3538                                      |
|             | 仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 富谷市, 大郷町, 大衡村 | 仙台地方振興事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                                 | 〒981-8505<br>仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17<br>電話 022-275-9250<br>〒983-0832<br>仙台市宮城野区安養寺三丁目 11-22<br>電話 022-257-0921 |
|             | 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町  | 北部地方振興事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                                 | 〒989-6117<br>大崎市古川旭四丁目 1-1<br>電話 0229-91-0717<br>電話 0229-91-0729  |
|             | 栗原市  | 北部地方振興事務所栗原地域事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                          | 〒987-2251<br>栗原市築館藤木 5-1<br>電話 0228-22-2268<br>電話 0228-22-2487  |
|             | 石巻市, 東松島市, 女川町   | 東部地方振興事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                                 | 〒986-0850<br>石巻市あゆみ野 5 丁目 7<br>電話 0225-95-7809<br>電話 0225-95-1438                                       |
|             | 登米市  | 東部地方振興事務所登米地域事務所<br>農業振興部<br>畜産振興部                          | 〒987-0511<br>登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5<br>電話 0220-22-3535<br>電話 0220-22-2349                                    |
|             | 気仙沼市, 南三陸町   | 気仙沼地方振興事務所<br>農業振興部<br>(畜産業の方)<br>東部地方振興事務所登米地域事務所<br>畜産振興部 | 〒988-0181<br>気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6<br>電話 0226-24-2534<br>〒987-0511<br>登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5<br>電話 0220-22-2349     |

| 業種  | 管轄市町村  | 名称及び担当部署                      | 所在地連絡先  |
|-----|--|-------------------------------|---|
| 林業者 | 白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町                          | 大河原地方振興事務所<br>林業振興部           | 〒989-1243<br>柴田郡大河原町字南 129-1<br>電話 0224-53-3249   |
|     | 仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 富谷市, 大郷町, 大衡村 | 仙台地方振興事務所<br>林業振興部            | 〒981-8505<br>仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17<br>電話 022-275-9252  |
|     | 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町  | 北部地方振興事務所<br>林業振興部            | 〒989-6117<br>大崎市古川旭四丁目 1-1<br>電話 0229-91-0719     |
|     | 栗原市  | 北部地方振興事務所<br>栗原地域事務所<br>林業振興部 | 〒987-2251<br>栗原市築館藤木 5-1<br>電話 0229-22-2381       |
|     | 石巻市, 東松島市, 女川町   | 東部地方振興事務所<br>林業振興部            | 〒986-0850<br>石巻市あゆみ野 5 丁目 7<br>電話 0225-95-1436    |
|     | 登米市  | 東部地方振興事務所<br>登米地域事務所<br>林業振興部 | 〒987-0511<br>登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5<br>電話 0220-22-6125 |
|     | 気仙沼市, 南三陸町   | 気仙沼地方振興事務所<br>林業振興部           | 〒988-0181<br>気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6<br>電話 0226-24-2535    |

| 業種  | 管轄市町村   | 名称及び担当部署            | 所在地連絡先   |
|-----|---|---------------------|--|
| 漁業者 | 仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷市, 大衡村, 色麻町, 加美町 | 仙台地方振興事務所<br>水産漁港部  | 〒985-0001<br>塩竈市新浜町一丁目 9-1<br>電話 022-365-0192  |
|     | 石巻市, 登米市, 栗原市, 大崎市, 涌谷町, 美里町, 女川町   | 東部地方振興事務所<br>水産漁港部  | 〒986-0850<br>石巻市あゆみ野 5 丁目 7<br>電話 0225-95-7914 |
|     | 気仙沼市, 南三陸町  | 気仙沼地方振興事務所<br>水産漁港部 | 〒988-0181<br>気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6<br>電話 0226-22-6852 |

## 9 本事業の全般に係る問い合わせ先

宮城県農林水産部農林水産政策室

- 所在地                   〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階
- 電話番号               022-211-2242 (ダイヤルイン)
- ファクシミリ番号   022-211-2889
- E-mail                 nosusei6@pref.miyagi.lg.jp
- 担当                    6次産業化支援班

※平成31年4月1日より，農林水産部の組織再編により，部課名及びE-mailアドレスが変更になる予定です。(電話番号に変更ありません。)

別紙様式第1-1号(第4関係)

6次産業化ステップアップ事業申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)

住所

名称又は氏名

団体等の場合代表者氏名

㊟

6次産業化ステップアップ事業による支援を受けたいので、別添関係書類を添えて申請します。



## 申 込 者 調 書

|                               |                 |                        |                |           |
|-------------------------------|-----------------|------------------------|----------------|-----------|
| 事業者名<br>又は<br>氏 名             |                 | 代<br>表<br>者            | 役職名<br><br>氏 名 |           |
| 事務所所在地                        | 〒               |                        |                |           |
| 設立年月日<br>(法人及び団体の場合)          | 年 月 日           | 資 本 金<br>(法人の場合)       | 円              |           |
| 電話番号                          |                 |                        | FAX 番号         |           |
| E-mail                        |                 |                        | 常時使用従業員数       | 人         |
| 構成員(団体の場合)又は農林漁業の従事者(個人経営の場合) |                 |                        |                |           |
| 事業者名<br>(氏 名)                 | 事務所所在地<br>(住 所) | 団体における役職名<br>又は代表者との関係 |                | 備 考       |
|                               |                 |                        |                |           |
|                               |                 |                        |                |           |
|                               |                 |                        |                |           |
|                               |                 |                        |                |           |
|                               |                 |                        |                |           |
| 事 業 概 要                       |                 |                        |                |           |
| 生產品目                          | 生産規模<br>(※1)    | 年間出荷量<br>(※2)          | 年間売上高          | 主な販売(納入)先 |
|                               |                 |                        | 千円             |           |
|                               |                 |                        | 千円             |           |
|                               |                 |                        | 千円             |           |
|                               |                 |                        | 千円             |           |
|                               |                 |                        | 千円             |           |
| 合 計                           |                 |                        | 千円             |           |

※1 ha, 頭, 本, 台などの単位も記載してください。

※2 t, 頭などの単位も記載してください。

1 東日本大震災による被災状況（施設の破損や売上減等）及びその後の復興状況を御記入ください。

（農地や生産施設等の被災状況，機械や資材等の流出又は破損状況，東京電力福島第一原子力発電所事故の風評等による売上減少等の状況について）

2 現在の生産・経営状況における課題を御記入ください。

3 自ら生産する農林水産物を活用し，経営の多角化・高度化を目指す取組（農林水産物加工品，消費者への直接販売，実需者との契約取引，輸出，農林漁家民宿経営，農林漁家レストラン経営等）を行う目的と背景について御記入ください。

4 自ら生産する農林水産物を活用し，経営の多角化・高度化を目指す取組（農林水産物加工品，消費者への直接販売，実需者との契約取引，輸出，農林漁家民宿経営，農林漁家レストラン経営等）の構想について御記入ください。

（自ら生産する農林水産物の特徴，どのような商品・サービスなのか，どこで，どのような相手に，どのような方法で）

5 6次産業化に取組む体制について，御記入ください。

（事業担当者の配置，新規雇用者の見込み，加工は内製なのか外注なのか，販売は誰が担うのか，連携先など）

6 最終的に目指す目標（売上高，売上総利益，生産規模，事業の拡大など）を御記入ください。

（直近の決算をベースに何年後にいくら，あるいは何%の増加を目指すなど）

7 過去に6次産業化を推進するために補助事業（国，県，市町村，民間団体等）を活用した実績があれば，事業名及び整備した施設等を御記入ください。

8 過去に6次産業化又は農商工連携などをテーマとした人材育成研修の受講歴があれば，御記入ください。

9 目標の実現に向けて相談したいことを御記入ください。

（添付書類）

- 1 定款（法人の場合）又はこれに準ずる規約（団体の場合）の写し
- 2 登記事項証明書（会社法に基づく法人の場合）
- 3 直近3期分の決算報告書（個人の場合は確定申告書）の写し
- 4 納税証明書（申込日までに納期限が到来した全ての県税に未納がない旨の証明）
- 5 り災証明書（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により売上高の減少被害を受けている場合は，東日本大震災発生前後の取引先や売上高が確認できる資料等。ただし，り災証明書等を添付しないことにやむを得ない理由がある場合は，この限りでない。）

誓約書

年 月 日

宮城県知事 殿

（誓約者）

所在地又は住所

代表者職氏名

印

団体等の場合代表者氏名

私は、6次産業化ステップアップ事業実施要領第4に基づき、下記のとおり誓約します。また、必要に応じて、個人情報（課税状況等）を確認、使用することについても同意します。

記

- 1 支援当該年度及び支援前年度に、県税の滞納がないことを誓約します（法人の場合は役員も含む）。
- 2 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）を将来にわたって遵守することを誓います（法人の場合は、役員、使用人、従業員等も含む）。
- 3 支援当該年度において、休眠又は倒産していないことを誓約します。
- 4 申請にあたって提出したすべての書類に偽りのないことを誓約します。
- 5 その他法令を、将来にわたって遵守することを誓います（法人の場合は役員も含む）。

※ 住所、氏名は、自署願います。

※ 法人の場合は、代表者印を押印するとともに役員名簿等を添付願います。また、代表者のみならず、関係するすべての者がよく誓約内容を確認願います。